豊田市農業振興対策１類補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号）に定めるもののほか、農業振興対策１類に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第２条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業欄に掲げる事業とする。

（交付の対象及び補助率）

第３条　それぞれの補助事業に係る補助金の交付目的、補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は別表１の補助事業の区分に応じ、同表の交付目的欄、補助事業者欄、補助対象経費欄、補助率及び限度額欄のとおりとする。

　（認定申請）

第４条　交付申請をしようとする者は、第5条第２項に基づく交付の申請をする前に、各補助事業において国、県の要綱等に定める事業計画書等を添付して、農業振興対策１類計画認定申請書（様式１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書を審査し適当と認めたときは、計画を認定し、農業振興対策１類計画認定通知書（様式第２号）により交付申請をしようとする者に通知しなくてはならない。

３　前２項の規定にかかわらず、産地生産基盤パワーアップ事業については、豊田市地域農業再生協議会へ取組主体計画書等を提出し、同協議会がとりまとめた実施計画書が県の承認を受けた場合はこの限りでない。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、農業振興対策１類補助金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）各補助事業における事業計画書等

（２）収支予算書（様式第4号）

（３）その他市長が必要と認める書類

２　前項の補助事業者が法人又は団体であるときは、前各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

（２）役員名簿（様式第5号）

３　第１項の規定による申請書を提出するに当たっては、各補助事業者において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助等対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

４　補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

５　別表２に掲げる補助事業については、第３項の規定を適用しない。

（交付の決定）

第６条　市長は、第５条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、農業振興対策１類補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知しなければならない。

２　市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めたときは、前項の決定に条件を付することができる。

３　市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（交付決定の除外要件）

第７条　前条第１項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

（１）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（２）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（４）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（７）豊田市税を滞納しているとき。

（計画変更）

第８条　補助事業者は、第６条第１項の通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をしようとするときは、直ちに市長に農業振興対策１類計画変更承認申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（変更決定等）

第９条　市長は、前条の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第６条第１項の規定による決定を変更することができる。

２　市長は、前項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、農業振興対策１類変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（着手報告等）

第１０条　補助事業の着手は原則として第６条第１項に基づく交付決定の以後に行うものとする。ただし、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、その旨を明記した交付決定前着手届(国、県の要綱等で様式の定めがない場合は様式第9号)を、あらかじめ市長に提出するものとする。この場合においても、必ずしも交付決定されるとは限らないことに留意する。

２　補助事業者は、事業に着手したときは、農業振興対策１類着手報告書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく市長に提出しなければならない。ただし別表３に掲げる事業においては、この限りではない。

（１）契約書の写し

（２）見積書等入札関係書類の写し

（３）その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第１１条　補助事業に係る納品又は工事の竣工にあたっては、市長は現物検査を行う。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して３０を経過した日又は翌年度４月１０日のいずれか早い期日までに、農業振興対策１類実績報告書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）事業実績書

（２）収支決算書（様式第４号）

（３）納品書等の写し（機械・資材等の購入の場合）

（４）領収書の写し

（５）その他市長が必要と認める書類

２　第５条第3項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する以前において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第８条の規定に基づき、変更の承認を受けなければならない。

３　第５第3項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項に規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第１２号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定及び交付）

第１３条　市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、農業振興対策１類補助金額確定通知書（様式第１３号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

２　前項の規定による補助金の額は、第５条第３項から第５項を準用する。

３　補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

（電子申請）

第１４条　第4条第１項（認定申請）、第５条第１項（交付の申請）第8条（計画変更）、第１０条（着手報告等）、第１２条（実績報告）の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システム（平成１６年あいち電子申請・届出システム利用規則。以下「あいち電子申請システム」という。）又は農林水産省共通申請サービス（以下「ｅＭＡＦＦ」という。）により、申請することができる。

２　第４条第２項（認定通知）、第６条第１項（交付の決定）、第９条第２項（変更交付決定）、第１３条第１項（額の確定通知）の規定にかかわらず、市長はあいち電子申請システム又はｅＭＡＦＦにより、通知することができる。

（財産の処分の制限）

第１5条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）について、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間。以下「財産処分制限期間」という。）を経過したときは、この限りでない。

２　補助事業者が市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

（帳簿等の整備・保存）

第１６条　補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了等した年度の翌年度から起算して１０年間、これを保存しておかなければならない。

２　補助事業者は、補助財産のうちの施設及び取得価格が５０万円以上の機械・器具について、別に定める財産管理台帳を作成しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、財産管理台帳及び当該台帳に係る関係書類については、財産処分制限期間が経過するまでの間、これを保存しておかなければならない。

（検査）

第１７条　市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者等の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

（交付決定の取消）

第１8条　市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（１）この要綱又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

（２）補助金等を交付の目的以外に使用したとき。

（３）補助事業等を中止し、又は廃止したとき。

（４）補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

（５）第７条各号のいずれかに該当したとき。

（６）その他補助金等の運用を不適当と認めたとき。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和7年４月１日から施行する。

別表１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 交付目的 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率（限度額） |
| 経営体育成支援事業 | 農業用機械や施設整備をすることで、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現を目指すため | 農業者又は農業者の組織する団体等 | （１）融資主体型補助事業農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和４年３月30 日付け３経営第3156 号農林水産事務次官依命通知）以下「農地利用国要綱」という。）別記Ⅰ（融資主体支援タイプ）に基づき、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等が、農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用した整備事業に要する経費 | （１）３／１０以内（３００万円ただし先進的農業経営確立支援タイプは法人１，５００万円、個人１，０００万円） |
| 農業信用協会 | （２）追加的信用供与補助事業（１）（４）（５）の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費 | （２）定額 |
| 農業協同組合又は農業者の組織する団体等 | （３）条件不利地域補助型経営体育成支援事業農地利用国要綱の別記３（条件不利地域支援タイプ）に基づき、経営規模の小規模・零細な地域等における意欲ある経営体が経営の規模拡大、複合化等を図るために必要となる共同利用機械等の導入に要する経費 | （３）１／２以内ただし、農業用機械については１／３以内（４，０００万円） |
| 農業者又は農業者の組織する団体等 | （４）被災農業者向け経営体育成支援事業農地利用国要綱の別記２（被災農業者支援タイプ）に基づき、気象災害による農業被害を受けた農業者等が農産物の生産に必要な施設の再建等のため、プロジェクト融資又は市町村単独事業を活用した整備事業に要する経費 | （４）3／10以内 |
| 農業者又は農業者の組織する団体等 | （５）担い手確保・経営強化支援事業担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営第2612号）に基づき、売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手が、プロジェクト融資を活用した整備事業に要する経費 | （５）１／２以内（個人１，５００万円、法人３，０００万円） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 交付目的 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率（限度額） |
| 県山間地営農等振興事業 | 自然的・経済的・社会的諸条件に恵まれない農山村地域において、農地保全と農業振興を図る。 | 農業協同組合又は農業者の組織する団体等 | 愛知県山間地営農等振興事業実施要領（昭和51年４月10日付け51農政号外愛知県農林部長通知）に基づき実施される山間地営農等振興事業において、農業協同組合、農事組合法人等が実施計画に基づいて行う次の事業の経費（ア）集団樹園地等造成改良に関する事業（イ）農林漁業経営の近代化のための機械、施設等整備に関する事業（ウ）農林漁業資源の活用促進に関する事業【対象区域：藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武】 | １／２以内 |
| 産地生産基盤パワーアップ事業 | 水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、創意工夫を生かし、高収益な作物・栽培体系への転換を図る。 | 農業者又は農業者の組織する団体等 | 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和２年２月２８日付け元生産第１６９５号農林水産事務次官依命通知）に規定される取組主体が同実施要綱に基づいて行う事業を実施するに要する次の経費 ア 収益性向上対策1. 整備事業

ａ 育苗施設、ｂ 乾燥調製施設、ｃ 穀類乾燥調製貯蔵施設、ｄ 農産物処理加工施設、ｅ 集出荷貯蔵施設、ｆ 産地管理施設、ｇ 用土等供給施設、ｈ 被害防止施設、 ｉ 農業廃棄物処理施設、ｊ 生産技術高度化施設、ｋ 種子種苗生産関連施設、 ｌ 有機物処理・利用施設1. 生産支援事業

ａ 農業機械等の導入及びリース導入、ｂ 生産資材の導入等1. 効果増進事業

ａ 計画策定等に要する経費、ｂ 技術実証に要する経費 イ 生産基盤強化対策(ア) 農業用ハウスの再整備・改修(イ) 果樹園・茶園の再整備・改修(ウ) 農業機械の再整備・改良(エ) 生産装置の継承・強化に向けた取組(オ) 生産技術の継承、普及に向けた取組 | １／２以内 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 交付目的 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率（限度額） |
| ６次産業化支援事業 | 農林漁業者と地域の様々な事業者等がネットワークを形成する取組を支援することで、農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ６次産業化等の推進に資する。 | 農業者又は農業者の組織する団体等 | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施される農山漁村発イノベーション推進事業に要する次の経費（１）農山漁村発イノベーション推進支援事業加工適性のある作物導入、新商品開発・販路開拓の実施に係る経費1. 農山漁村発イノベーション整備事業農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設、6次産業化等の取組に必要な自らが行う農林水産物等の生産のために必要な施設等、食品等の加工・販売のために必要な施設の整備に係る経費
 | （１）１／２以内（500万円）（２）３／１０以内。ただし、6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組は１／２以内。（１億円） |

別表２（補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しない補助事業）

|  |
| --- |
| 経営体育成支援事業　（２）追加的信用供与補助事業 |

別表３（着手届、完了検査を要しない補助事業）

|  |
| --- |
| 経営体育成支援事業　（２）追加的信用供与補助事業 |

式第1号（第4条関係）

農業振興対策１類

計画認定申請書

豊田市長

農業振興対策１類補助金交付要綱第4条第１項の規定により、事業実施計画等の認定を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 認定申請日 | 年　月　日 |
| 申請者 | 住所 | 法人等の場合は所在地 |  |
| フリガナ | 法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名 |  |
| 氏名 |  |
| 担当者名 | 任意 |  |
| 電話番号 | 日中に連絡のとれる番号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |
|  |
| 補助事業名 | 別紙１補助事業名を記載 |  |
| 添付書類 | □各補助事業に必要な事業計画書等 |

※別紙１補助事業名

経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）

経営体育成支援事業（追加的信用供与補助事業）

経営体育成支援事業（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）

経営体育成支援事業（被災農業者向け経営体育成支援事業）

経営体育成支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）

山間地営農等振興事業

産地生産基盤パワーアップ事業

６次産業化支援事業

様式第2号（第4条関係）

|  |
| --- |
| 文書番号年　月　日 |

農業振興対策１類

計画認定通知書

豊田市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 |  |  |
|  | 様 |
| 認定申請日 | 年　月　日 |
| 農業振興対策１類補助金交付要綱第4条第２項の規定により、下記の通り事業実施計画等を認定しましたので通知します。 |
| 補助事業名 |  |
| 補助金予定額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第3号（第5条関係）

農業振興対策１類

補助金交付申請書

豊田市長

豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号）第４条の規定により、下記とおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 交付申請日 | 年　月　日 |
| 申請者 | 住所 | 法人等の場合は所在地 |  |
| フリガナ | 法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 法人等の場合は不要 | 年　月　日生 |
| 電話番号 | 日中に連絡のとれる番号 |  |
| 記 |
| 補助事業名 | 様式１に準じる。 |  |
| 事業費 | 補助対象経費となる全体の事業費 |  |
| 補助金額 | 千円未満切り捨て |  |
| 消費税課税事業者の適否 | 課税事業者は補助金額に消費税相当額を含めることができません。 | □一般課税事業者（消費税等仕入控除税額を減額して申請する者を含む） |
| □一般課税事業者以外（簡易課税制度採用者、免税事業者、非課税事業者等） |
| 同意・誓約事項(☑チェックしてください。) | □補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、帳簿、通帳等は補助金申請を行った年度の翌年度から10年間保存し、市からの求めがあった場合に提出することに同意します。 |
| □豊田市が、補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、購入・設置した物品等の調査を依頼した場合、必ず協力します。 |
| □豊田市税を滞納していません。 |
| □本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。 |
| 添付書類 |
| 必須 | □事業計画書（事業実施計画書等）□収支予算書（様式第4号） |
| 申請者が法人の場合 | □定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類□役員名簿 |
| その他市長が必要と認める書類 |  |
| 事務局記入 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第4号（第5条及び第１４条関係）

□　収　支　予　算　書

（□ 当初　　□ 変更）

□　収　支　決　算　書

（あてはまる方にチェックをつける）

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 予算額 | 決算額 | 比較増減 | 備　考 |
| 交付申請時に記入。事業計画変更申請は、従前を下段にカッコ書き。 | 実績報告時に記入 | 減額となる場合は、数値の頭に△を付す。 |  |
| 補助金 |  |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| 融資 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

２　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 予算額 | 決算額 | 比較増減 | 備　考 |
| 交付申請時に記入。事業計画変更申請は、従前を下段にカッコ書き。 | 実績報告時に記入 | 減額となる場合は、数値の頭に△を付す。 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

様式第5号（第5条関係）

役　　員　　名　　簿

|  |  |
| --- | --- |
| 法人又は団体の名称 |  |
| 役職名 | （フリガナ）氏　　　名 | 住　　　　　所 | 生年月日 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

記入上の注意

１　役員全員を記載してください。

２　役員を置かない団体の場合は、その団体の構成員を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

|  |
| --- |
| 文書番号年　月　日 |

農業振興対策１類

補助金交付決定通知書

豊田市長

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
|  | 様 |
| 交付申請日 | 年　月　日 |
| 豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。 |
| 補助事業名 |  |
| 補助金の額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付の条件 | 裏面のとおり |

補助金交付の条件

１　一般的な条件

（１）この補助金を、交付の目的以外に使用しないこと。

（２）補助事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則、豊田市農業振興対策１類補助事業交付要綱（以下「法令等」という。）を遵守すること。

（３）市長又は市長の委任を受けた職員が、補助事業の適正な実施のためにする指示、通達等に従うこと。

２　補助事業に係る条件

（１）この補助金を、交付申請書に記載した補助事業の内容以外の用途に使用しないこと。

（２）補助事業者（申請者）は、次に掲げる条件に従うこと。

ア　法令等を遵守すること。

イ　この補助事業に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了等した年度の翌年度から起算して１０年間、これを保存しておくこと。

ウ　イの規定にかかわらず、財産管理台帳及び当該台帳に係る関係書類については、財産処分制限期間が経過するまでの間、これを保存しておくこと。

エ　補助財産については、補助事業の実施中はもとより、補助事業の完了等の後においても、善良な管理者の注意をもってこれを管理するとともに、補助金の交付の目的に沿った効率的な運用を図ること。

オ　財産処分制限期間が経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間。「財産処分制限期間」という。）を経過したときは、この限りでない。

カ　市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があったときは、市長の指示に従って、その収入額の全部又は一部を市に返納すること。

様式第7号（第８条関係）

農業振興対策１類

計画変更承認申請書

豊田市長　様

次のとおり計画を変更、廃止又は中止したいので、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号）第8条の規定により承認されたく、下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更承認申請日 | 年　月　日 |
| 補助事業者 | 住所 | 法人等の場合は所在地 |  |
| 氏名 | 法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名 |  |
| 電話番号 | 日中に連絡のとれる番号 |  |
| 対象の補助事業 |
| 交付決定通知日 | 文書番号年月日 | 　　第　　　号　　年　月　日 |
| 補助事業名 | 様式１に準じる。 |  |
| 申請の内容 |
| 区分 | あてはまるものにチェック | □変更　　□廃止　　□中止 |
| 補助金交付申請額 | 変更前は、直近に交付決定された補助金の額 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更の内容 | 事業量、事業費などの変更について記載 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更の理由 |  |
| 添付書類 |
| □変更等の分かるもの |
| 補助金交付申請額の変更の場合 | □収支予算書（変更）□その他市長が必要と認める書類 |

様式第８号（第９条関係）

|  |
| --- |
| 文書番号年　月　日 |

農業振興対策１類

変更交付決定通知書

豊田市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 |  |
|  | 様 |
| 変更承認申請日 | 年　月　日 |
| 豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号）第8条の規定により、次のとおり変更しましたので、第9条の規定により通知します。 |
| 補助金の額 | 変 更 前 | 金　　　　　　　　　　　円 |
| 変 更 後 | 金　　　　　　　　　　　円 |
| 変更の内容 | 変 更 前 |  |
| 変 更 後 |  |
| 変更の条件 |  |

様式第９号（第１０条関係）

農業振興対策１類
交付決定前着手届

豊田市長

下記事業について交付決定前に事業に着手したいので、豊田市農業振興対策１類補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、下記条件を同意の上、届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出日 | 年　月　日 |
| 補助事業者 | 住所 | 法人等の場合は所在地 |  |
| 氏名 | 法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名 |  |
| 電話番号 | 日中に連絡のとれる番号 |  |
| 対象の補助事業 |
| 交付申請日 | 交付申請書を提出した日 | 年　　月　　日 |
| 補助事業名 | 様式１に準じる。 |  |
| 補助金額 | 交付申請書に記載の額 |  |
| 申請の内容 |
| 【機械・資材等の購入の場合】 |
|  | 契約予定日 | 年　　月　　日 |
| 納入予定日 | 年　　月　　日 |
| 【工事施工等の場合】 |
|  | 契約予定日 | 年　　月　　日 |
| 工事の竣工予定日 | 年　　月　　日 |
| 交付決定前に着手する理由 |  |
| 同意条件(☑チェックしてください。) | □交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。□交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。□当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。 |

様式第１０号（第１0条関係）

農業振興対策１類

着手報告

豊田市長　様

次のとおり事業に着手しましたので、豊田市農業振興対策１類補助金交付要綱第１０条第２項の規定により、報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 着手届出日 | 年　月　日 |
| 補助事業者 | 住所 | 法人等の場合は所在地 |  |
| 氏名 | 法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名 |  |
| 電話番号 | 日中に連絡のとれる番号 |  |
| 対象の補助事業 |
| 交付決定通知 | 文書番号年月日 | 　　　　第　　　号　　　　年　月　日 |
| 補助事業名 | 様式１に準じる。 |  |
| 事業の内容 |
| 【機械・資材等の購入の場合】 |
|  | 見積合わせ日（入札日） | 年　　月　　日 |
| 契約日 | 年　　月　　日 |
| 納品予定日 | 年　　月　　日予定 |
| 【工事の施工の場合】 |
|  | 入札の公告など対外的に事業名を掲げて施工業者を募集した日 | 年　　月　　日 |
| 見積合わせ日（入札日） | 年　　月　　日 |
| 契約日 | 年　　月　　日 |
| 工事の竣工予定日 | 年　　月　　日予定 |
| 契約の相手方 | 発注した相手の所在地、名称、代表者名（個人の場合は住所・氏名） |  |
| 添付書類 |
| 必須 | □契約書の写し□見積書等入札関係書類の原本又は写し |
| その他市長が必要と認める書類 |  |

様式第１１号（第１２条関係）

農業振興対策１類

実績報告書

豊田市長　様

補助事業を完了、廃止又は中止しましたので、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号）第１０条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実績報告日 | 年　月　日 |
| 補助事業者 | 住所 | 法人等の場合は所在地 |  |
| 氏名 | 法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名 |  |
| 電話番号 | 日中に連絡のとれる番号 |  |
| 対象の補助事業 |
| 交付決定通知 | 文書番号年月日 | 　　　　第　　　号　　　　年　月　日 |
| 事業計画変更に伴う変更交付決定の文書番号及び年月日 |  |
| 補助事業名 | 様式１に準じる。 |  |
| 報告の内容 |
| 報告の内容 | チェックをつける | □完了　　□廃止　　 □中止 |
| 納品日（機械・資材等の購入の場合） | 年　　月　　日 |
| 竣工日（工事の施工の場合） | 年　　月　　日 |
| 事業完了年月日 | 納入、引き渡し、支払い等がすべて終わった日 | 年　　月　　日 |
| 添付書類 |
| 必須 | □事業実績書（事業実施報告書等）□収支決算書（様式第4号） |
| □納品書等の写し（機械・資材等の購入の場合） |
| □領収書の写し |
| その他市長が必要と認める書類 |  |

様式第１２号（第１２条関係）

豊田市長　様

農業振興対策１類補助金に係る仕入れに係る消費税相当額の確定に伴う返還相当額について（報告）

農業振興対策１類補助金交付要綱第１2条第３項の規定の規定により、下記のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 報告日 | 年　月　日 |
| 補助事業者 | 住所 | 法人等の場合は所在地 |  |
| 氏名 | 法人等の場合は名称、代表者の役職名・氏名 |  |
| 電話番号 | 日中に連絡のとれる番号 |  |
| 対象の補助事業 |
| 補助金額確定通知日 | 補助金額確定通知の文書番号及び年月日 | 　　　　第　　　号　　　　年　月　日 |
| 補助事業名 | 様式１に準じる。 |  |
|  |
| 交付要綱第１５条に基づく補助金の確定額 | － |  | 円 |
| 補助金の変更交付決定により減額した仕入れに係る消費税等相当額 | Ａ |  | 円 |
| 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | Ｂ |  | 円 |
| 補助金返還相当額 | Ｂ－Ａ |  | 円 |

（注）内容のわかる資料を添付すること。

様式第１３号（第１3条関係）

|  |
| --- |
| 番　　号年　月　日 |

農業振興対策１類

補助金額確定通知書

豊田市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 |  |
|  | 様 |
| 実績報告日 | 年　月　日 |
| 豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号）第１１条に基づき、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。 |
| 補助事業名 |  |
| 補助金の額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |